

パブリックコメント手続資料

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

- 「女性をめぐる課題が複雑・多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が成立し、令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、国が策定する基本方針、都道府県が策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能として、女性相談支援センター、女性相談支援員、**女性自立支援施設**が位置づけられています。
- 女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、川崎市においても、当該施設の設備および運営の基準に関する条例を制定するものです。
- 国の基準に基づき、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください、

1 募集期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月15日（月）まで

※郵送の場合：1/15（月）当日必着 持参の場合：1/15（月）17時15分まで

2 閲覧場所

川崎市役所本庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）

川崎市のホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

◆郵送・持参・FAX・電子メール(電子メールは専用フォームを御利用下さい。)

◆意見書の書式は自由です。

◆必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 送付先・問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044(200)2614 FAX: 044(200)3638

※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用下さい。

5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

「女性をめぐる課題が複雑・多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を計画に規定し、国が策定する基本方針、都道府県は策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能として、女性相談支援センター、女性相談支援員、**女性自立支援施設**が位置づけられています。

女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、川崎市においても当該施設の設備お及び運営の基準に関する条例を制定するものです。

2 国が定めた基準と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

①対象施設

女性自立支援施設

②条例制定における基本的考え方

国の基準における基本方針は、女性支援法の理念に即したものであり、また、各規定は基本方針を実現するために適した基準となっていますので、国と同様の基準とします

4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和6年4月1日に条例を施行します。